

重要

※必ずご一読ください※

「令和6年度委託元との取引に関する調査」へのご協力をお願い

中小企業庁は、取引の適正化に向けた取組をより一層進めることを目的に、下請取引の実態把握を行っています。

このたび、貴法人（者）と委託元（親事業者）との取引状況について、調査（調査専用サイトによる調査）へのご協力をお願いいたします。

【回答期限】 令和6年12月20日（金）

【調査主体】 経済産業省中小企業庁

【本調査に関するお問合せ先】

委託元との取引に関する調査事務局

電話番号：0120-232-025

受付時間：月曜日～金曜日（祝日を除く）9:00～17:00



【返還先】 〒100-8912 東京都千代田区霞が関 1-3-1 経済産業省中小企業庁取引課
（下請代金法担当）

「令和6年度委託元との取引に関する調査」の回答方法

本調査は、インターネットを通じて回答を受け付けています。

下記（1）～（3）のいずれかの方法等により、「専用サイト」にアクセスいただき、貴法人（者）の基本情報をご確認いただいた後に、各設問へのご回答をお願いいたします。

（1）中小企業庁のホームページからアクセス

- ① 中小企業庁のトップページを開く 
- ② 画面を下にスクロールし、画面右側の「その他のリンク一覧」をクリック
- ③ オレンジ色のアイコン「委託元（親事業者等）との取引に関する調査はこちら」をクリック

委託元（親事業者等）との
取引に関する調査はこちら ▶
下請代金支払遅延等防止法

（2）調査専用サイトのURLを入力

<https://www.shitaukechousa-shita.go.jp/>

（3）QRコードを読み取る



調査専用サイトにて、下の【事業者番号】（半角数字9桁）とメールアドレスを入力してパスワードを設定後、改めてログインしてください。

事業者番号

専用サイト内に貴法人（者）と取引実績のある委託元（親事業者）が表示されます。

調査対象の委託元（親事業者）をご確認いただき、設問等への回答後、最後に必ず「調査回答の提出」ボタンをクリックしてください。

よくあるご質問

Q1 調査対象に選ばれたのはなぜですか。

A1 中小企業庁では、下請代金支払遅延等防止法の規定に基づき親事業者に対して調査を行っています。今回、親事業者との取引関係があると思われる事業者を無作為に抽出した結果、貴法人（者）に本調査のご協力を依頼することとなりました。

Q2 はがきが1枚だけではなく複数届いたのは、なぜですか。

A2 貴法人（者）と取引実績のある親事業者が複数おりますので、お手数ですが、それぞれの親事業者に関して回答をお願いいたします。

Q3 当社は調査に回答する義務があるのですか。

A3 本調査は、親事業者との取引実態を把握し、下請事業者や中小企業の保護等に役立たせることを目的に実施しているものです。調査の趣旨をご理解いただき、ご協力ををお願いいたします。

Q4 はがきに印字されている社名（又は住所）が実際と異なります。

A4 大変お手数ですが、正しい法人名（個人事業者名）や所在地等に修正いただいた上で、各設問へのご回答をお願いいたします。

Q5 回答した事や回答内容が親事業者などに知られることはありませんか。

A5 本調査にご協力いただいた事及び回答内容については、秘密を厳守いたします。

Q6 調査対象期間（取引を行った期間）はいつですか。

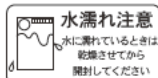
A6 調査対象期間は令和5年6月1日から令和6年8月31日です。

Q7 推奨環境（ブラウザ）を教えてください。

A7 Microsoft Edge（バージョン 79 以上）、Google Chrome、Mozilla Firefox（バージョン 66 以上）、Safari（バージョン 12 以上）です。スマートフォンやタブレットからもご回答いただけます。

Q8 設問に回答したのに、提出したことにならないのはなぜですか。

A8 設問に回答終了後に、「調査回答の提出」ボタンをクリックいただくと、提出が完了します。また、完了メールがシステムから自動送信されます。



●裏面の開封方法をご覧の上、ここからおはがしください。
はがし口を内側に折り曲げると、口が開きはがし易くなります。